

地域保健・老人保健事業報告

種別 1 都道府県が設置する保健所

保健所符号	表番号
0100	

都道府県
政令市
特別区名

保健所名

平成 11 年度分

1 健康診断

	結 核		精 神	療 育	生 活 習 慣 病		
	定 期 (1)	定期外 (2)			悪性新生物 (5)	循環器疾患 (6)	そ の 他 (7)
受 診 員 (01) 人 員							

	母 子				一 般	その他	計	(再掲) 事業所から の 受 託
	妊 婦 (8)	産 婦 (9)	乳 児 (療育を除く。) (10)	幼 児 (療育を除く。) (11)				
受 診 員 (01) 人 員								

〔注〕

- この表には、保健所が個別及び集団に対して実施した健康診断の受診延人員を計上すること。
ただし、老人保健法（昭和57年8月17日法律第80号）第12条に基づく老人保健事業分及び歯科は計上しないこと。
なお、都道府県の保健所においては、市町村から委託されて行ったものや、支援を行ったものは計上しないこと。
- 保健所が保健所の医師（臨時雇い上げ等の医師を含む。）により健康診査（各種の検診・健康診断を含む。）を実施した場合に計上すること。
- 「(再掲) 事業所からの受託(15)」には、「結核」の「定期(1)」から「その他(13)」までのうち、民間事業所（事務所、工場、商店、営業所等）の事業者から依頼をうけて実施したものを計上すること。
- 多項目の内容にわたる健康診断を同時あるいは同一人に実施した場合は、それぞれ該当する区分に計上すること。
- なお、「15(8)老人保健（がん検診）」に計上した者は除くこと。

地域保健・老人保健事業報告

種別 4 保健所設置市（特別区）が設置する保健所

保健所符号	表番号
0210	

政 令 市
特 別 区 名

保健所名

平成 11 年度分

2(1) 母子保健（妊娠の届出）

妊娠の届出をした者の数 (1)

〔注〕

- 母子保健法第15条に規定する妊娠の届出に基づいて、本年度中に保健所が受け付けた妊娠の届出をした者の数を計上すること。

地域保健・老人保健事業報告

種別 4 保健所設置市（特別区）が設置する保健所

保健所符号	表番号
0220	

政令市
特別区名 保健所名
平成 11 年度分

2(2) 母子保健（健康診査）

	一 般 健 康 診 査											
	妊 婦		産 婦		乳 児		幼 児					
	受 診 実 人 員 (1)	受 診 延 人 員 (2)	受 診 実 人 員 (3)	受 診 延 人 員 (4)	受 診 実 人 員 (5)	受 診 延 人 員 (6)	1 歳 6 か 月 児 健 康 診 査		3 歳 児 健 康 診 査		そ の 他	
							対 象 人 員 (7)	受 診 実 人 員 (8)	対 象 人 員 (9)	受 診 実 人 員 (10)	受 診 実 人 員 (11)	受 診 延 人 員 (12)
実 施 数 (01)												
(再掲) (02) 医療機関等へ委託												

	精 密 健 康 診 査 受 診 実 人 員						妊 婦 B 型 肝 炎 検 査 実 人 員		
	妊 婦 03	産 婦 04	乳 児 05	幼 児			B 型 肝 炎 検 査 09	事 後 指 導	
				1 歳 6 か 月 児 健 康 診 査 06	3 歳 児 健 康 診 査 07	そ の 他 08		妊 婦 20	乳 児 21
実 施 数 (01)									
(再掲) (02) 医療機関等へ委託									

〔注〕

- 保健所が本年度中に行った妊産婦及び乳幼児の健康診査の受診人員を計上すること。
ただし、歯科のみの健康診査を実施した場合にはこの表には計上せず、「3 歯科保健」に計上すること。
- 保健所の医師（臨時雇い上げ等の医師を含む。）により健康診査を実施した場合に計上すること。
- 「(再掲) 医療機関等へ委託(02)」には委託契約を行っている場合について計上すること。

地域保健・老人保健事業報告

種別 1 都道府県が設置する保健所

保健所符号	表番号
0230	

都道府県
政令市
特別区名 保健所名
平成 11 年度分

2(3) 母子保健（保健指導）

	妊 婦			産 婦			乳 児			幼 児			電話相談 延 人 員 (13)
	実 人 員 (1)	(再掲) 健 診 の 事後指導 (2)	延 人 員 (3)	実 人 員 (4)	(再掲) 健 診 の 事後指導 (5)	延 人 員 (6)	実 人 員 (7)	(再掲) 健 診 の 事後指導 (8)	延 人 員 (9)	実 人 員 (10)	(再掲) 健 診 の 事後指導 (11)	延 人 員 (12)	
個 別 (01)													

		思春期・未婚女性学級 (14)	婚前・新婚学級 (15)	両親（母）学級 (16)	育児学級 (17)	計 (18)
集団	開催延回数 (02)					
	参加延人員 (03)					

〔注〕

- この表には、保健所が実施主体となって本年度中に実施した妊産婦及び乳幼児についての保健指導の被指導人員を計上すること。
なお、都道府県の保健所にあつては、市町村から委託されたもの及び市町村の実施分への支援・援助は計上しないこと。
ただし、個々のケースについて市町村等の機関が保健所に保健指導について依頼し、保健所がこれを引き継いで活動した場合は計上すること。
健康診査時に行う一般的な保健指導は計上しないが、場所を改めて、要指導等特に問題のある者を対象にして指導した場合は計上すること。
訪問による保健指導及び歯科のみあるいは栄養のみの保健指導はこの表には計上せず、「2(4)母子保健（訪問指導）」、「3 歯科保健」又は「4(1)健康増進（栄養・運動等指導）」に計上すること。
- 保健所が医師、保健婦、助産婦等（医療機関に所属する者、臨時雇い上げ等の者を含む。）により保健指導を実施した場合に計上すること。
- 「開催延回数(02)」は、開催ごとに実施時間4時間以内を1単位とし、4時間を超える場合は4時間までを増すごとに1単位を加えて計上すること。
2単位の開催回数となる教室に参加した場合「参加延人員(03)」は「1」でなく「2」と計上すること。

地域保健・老人保健事業報告

種別 1 都道府県が設置する保健所

保健所符号	表番号
0240	

2(4) 母子保健（訪問指導）

都道府県
政令市
特別区名

保健所名

平成 11 年度分

	妊 婦		産 婦		新 生 児 (未熟児を除く。)		未 熟 児		乳 児 (新生児・未熟児を除く。)		幼 児	
	実 人 員 (1)	延 人 員 (2)	実 人 員 (3)	延 人 員 (4)	実 人 員 (5)	延 人 員 (6)	実 人 員 (7)	延 人 員 (8)	実 人 員 (9)	延 人 員 (10)	実 人 員 (11)	延 人 員 (12)
実 施 数 (01)												
(再掲) (02) 医療機関等へ委託												

〔注〕

- この表には、保健所が実施主体となって本年度中に実施した妊産婦及び乳幼児の訪問指導の被指導人員を計上すること。
なお、都道府県の保健所においては、市町村から委託されたもの及び市町村の実施分への支援・援助は計上しないこと。
ただし、個々のケースについて市町村等の機関が保健所に訪問指導について依頼し、保健所がこれを引き継いで活動した場合は計上すること。
歯科のみあるいは栄養のみの訪問指導はこの表には計上せず、「3 歯科保健」又は「4(1)健康増進（栄養・運動等指導）」に計上すること。
- 保健所が医師、保健師、助産師等（医療機関に所属する者、臨時雇い上げ等の者を含む。）により訪問指導を実施した場合に計上すること。
- 保健所が、医療機関等に委託して訪問指導を実施した場合も計上すること。
- 「(再掲) 医療機関等へ委託(02)」には委託契約を行っている場合について計上すること。

地域保健・老人保健事業報告

種別 1 都道府県が設置する保健所

保健所符号	表番号
0250	

2(5) 母子保健（療育指導－身体障害児）

都道府県
政令市
特別区名

保健所名

平成 11 年度分

	本年度初回 被指導 実 人 員 (1)	医 療 相 談 延 人 員						補 装 具 相 談 延 人 員				
		要 治 療			治療不能 (5)	治療不要 (6)	計 (2)～(6) (7)	要 交 付 (8)	要 修 理 (9)	装着指導 (10)	不 要 (11)	計 (8)～(11) (12)
		身体不自由 施設収容 (2)	育成医療 (3)	その他の 医 療 (4)								
し 体 不 自 由 (01)												
視 覚 障 害 (02)												
聴覚・平衡機能障害(03)												
音声・言語・そしゃく 機 能 障 害 (04)												
心 臓 機 能 障 害 (05)												
腎 臓 機 能 障 害 (06)												
そ の 他 (07)												
計 (08)												

〔注〕

- 児童福祉法第19条の規定により、保健所において行った療育指導の状況を把握するものであること。
- 表頭の「本年度初回被指導実人員(1)」には、医療相談又は補装具相談を問わず療育指導を受けた者のうち、本年度において初めて指導結果の判定がなされた者について計上すること。
- 表頭の「医療相談」には、医療に関する指導結果の判定により表頭の区分ごとに指導を受けた延人員を計上すること。
- 表頭の「補装具相談」には、補装具に関する指導結果別に表頭のそれぞれの該当区分に計上すること。なお、指導の結果2種以上の判定がなされた場合は、それぞれの区分に計上すること。
- 表頭の2種以上の障害を有する者については、障害によりそれぞれの区分に計上すること。

地 域 保 健 ・ 老 人 保 健 事 業 報 告

種別 1 都道府県が設置する保健所

保 健 所 符 号	表 番 号
	0 2 6 1

都道府県
政 令 市
特 別 区 名
保健所名
平成 11 年度末現在

2 (6) 母子保健（療育指導－長期療養児）
2 (6)－1 小児慢性特定疾患医療受診券所持者数

	未 就 学 児 (1)	小学校就学～18歳未満 (2)	18～20歳未満 (3)	計 (4)
男 (01)				
女 (02)				

〔注〕

- この表には当該保健所管内の小児慢性特定疾患医療受診券を所持している者の数を計上すること。
なお、小児慢性特定疾患治療研究事業によるもの以外の疾患で、国の補助金の対象でないものは計上しないこと。

地 域 保 健 ・ 老 人 保 健 事 業 報 告

種別 1 都道府県が設置する保健所

保 健 所 符 号	表 番 号
	0 2 6 2

都道府県
政 令 市
特 別 区 名
保健所名
平成 11 年度分

2 (6) 母子保健（療育指導－長期療養児）
2 (6)－2 相談等

	相談、機能訓練、訪問指導					(再掲) 相 談										
	実人員 (1)	(再掲) 新規者の受付経路			(再掲) 医療受診 券所持者 (5)	(再掲) 医療社会 事業員が 関与した 者 (6)	実人員 (7)	延 人 員								
		市町村 (2)	医療機関 (3)	その他 (4)				申請等 (8)	医 療 (9)	家 看 臨 護 (10)	福 祉 制 度 (11)	就 学 (12)	食 事 ・ 養 食 (13)	歯 科 (14)	その他 (15)	計 (16)
男 (01)																
女 (02)																

	(再掲) 機能訓練		(再掲) 訪問指導		電話相談 延 人 員 (20)
	実人員 (17)	延人員 (18)	実人員 (19)	延人員 (20)	
男 (01)					
女 (02)					

〔注〕

- この表には、保健所が本年度中に行った長期療養児に関する相談、機能訓練、訪問指導についてその被指導等人員を計上すること。
- 「相談、機能訓練、訪問指導実人員(1)」には、年度中に相談、機能訓練、訪問指導を行った実人員を計上すること。
したがって、年度中に同一人に対して「相談」と「機能訓練」を別の日に行った場合でも「1」と計上すること。
なお、「(再掲) 相談」及び「(再掲) 機能訓練」の「実人員」にはそれぞれに「1」と計上すること。
- 同一時における相談の内容が複数の区分に該当する場合は、その際の主たる相談区分に計上すること。
- 「申請等(8)」には小児慢性特定疾患医療受診券の申請・更新手続き及び転出・廃止等の届け出のため来所した者について計上すること。

地域保健・老人保健事業報告

種別 1 都道府県が設置する保健所

保健所符号	表番号
0263	

都道府県
政令市
特別区名

保健所名

平成 11 年度末現在

2(6) 母子保健(療育指導-長期療養児)
2(6)-3 小児慢性特定疾患医療受診券所持者の状況

		在宅					入所 (6)	入院 (7)	死亡 (8)	転出 (9)	その他 (10)	不明 (11)	計 (5)+(6)+(7)+(8)+(9)+(10)+(11) (12)	(再掲) 治療 (13)
		就労 (1)	就学 (2)	その他 (3)	不明 (4)	計 (5)								
男	(01)													
女	(02)													

〔注〕

- この表には、保健所が本年度中に行った小児慢性特定疾患に関わる相談等の業務の中で把握した、小児慢性特定疾患医療受診券所持者の年度末現在(把握が困難な場合は当該年度末にもっとも近い時期)の状況を計上すること。
- 「在宅」、「入所」及び「入院」については原則として年度末現在の状況とし、「死亡」、「転出」及び「治療」については年度間に起こったものを計上すること。

地域保健・老人保健事業報告

種別 1 都道府県が設置する保健所

保健所符号	表番号
0300	

都道府県名

保健所名

平成 11 年度分

3 歯科保健

		検診・保健指導延人員(訪問によるものを除く。)				訪問による検診・保健指導人員			
		妊産婦 (1)	乳幼児 (2)	その他 (3)	計 (4)	実人員 (5)	(再掲) 身体障害者(児) 知的障害者(児) (6)	延人員 (7)	(再掲) 身体障害者(児) 知的障害者(児) (8)
実施数	(01)								
(再掲) 医療機関等へ委託	(02)								
実施数	(03)								
(再掲) 医療機関等へ委託	(04)								

	予防処置・治療延人員（訪問によるものを除く。）					訪 問 による 予 防 処 置 ・ 治 療 人 員				
	予 防 処 置				治 療 03	実 人 員 04	(再掲) 身体障害者(児) 知的障害者(児) 05	延 人 員 06	(再掲) 身体障害者(児) 知的障害者(児) 07	
	妊 産 婦 (9)	乳 幼 児 08	そ の 他 (11)	計 02						
実 施 数 (05)										
(再掲) 医療機関等へ委託 (06)										

〔注〕

- この表には、保健所が実施主体として本年度中に実施した歯科検診・保健指導、予防処置及び治療の受診人員等を計上すること。
ただし、老人保健法(昭和57年8月17日法第80号)第12条に基づく老人保健事業分は計上しないこと。
なお、市町村から委託されたもの及び市町村の実施分への支援・援助は計上しないこと。
- 保健所が歯科医師及び歯科衛生士(臨時雇い上げ等の者を含む。)により行った場合に計上すること。
- 保健所が医療機関等に委託して行った場合も計上すること。
- 「(再掲)医療機関等へ委託(02)(04)(06)」には委託契約を行っている場合について計上すること。

地 域 保 健 ・ 老 人 保 健 事 業 報 告

種別	1	都道府県が設置する保健所
----	---	--------------

保 健 所 符 号	表 番 号
	0 4 1 0

都道府県
政 令 市
特 別 区 名
保健所名

4 (1) 健康増進 (栄養・運動等指導) 平成 11 年度分

		個 別 指 導 延 人 員							集 団 指 導 延 人 員					
		栄養指導	(再掲) 病 態 別 栄養指導	(再掲) 訪問による 栄養指導	運動指導	(再掲) 病 態 別 運動指導	休養指導	禁煙指導	栄養指導	(再掲) 病 態 別 栄養指導	運動指導	(再掲) 病 態 別 運動指導	休養指導	禁煙指導
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)
実 施 数	妊 産 婦 (01)													
	乳 幼 児 (02)													
	20 歳 未 満 (乳幼児を除く) (03)													
	20 歳 以 上 (妊産婦を除く) (04)													
	(再掲) 医 療 機 関 等 へ 委 託													
	妊 産 婦 (05)													
	乳 幼 児 (06)													
	20 歳 未 満 (乳幼児を除く) (07)													
	20 歳 以 上 (妊産婦を除く) (08)													

- 〔注〕
- この表には、保健所が実施主体となって本年度中に実施した栄養指導、運動指導、休養指導及び禁煙指導について計上すること。
ただし、老人保健法（昭和57年8月17日法律第80号）第12条に基づく老人保健事業分は計上しないこと。
なお、都道府県の保健所においては、市町村から委託されたもの及び市町村の実施分への支援・援助は計上しないこと。
同一時における相談の内容が複数の区分に該当する場合は、その際の主たる相談区分に計上すること。
 - 保健所が医師、保健婦及び管理栄養士等（臨時雇い上げ等の者を含む。）により行った場合に計上すること。
 - 保健所が医療機関等に委託した場合も計上すること。
 - 「（再掲）医療機関等へ委託」には委託契約を行っている場合について計上すること。
 - なお、「15(2)老人保健（健康教育）」の「肺がん予防(2)」から「大腸がん予防(4)」に計上した者は除くこと。

地 域 保 健 ・ 老 人 保 健 事 業 報 告

種別	1	都道府県が設置する保健所
----	---	--------------

保 健 所 符 号	表 番 号
	0 4 2 0

都道府県
政 令 市
特 別 区 名
保健所名

4 (2) 健康増進 (給食施設等指導) 平成 11 年度分

	集 団 給 食 施 設		その他の給食施設	計
	1 回 100 食以上又は 1 日 250 食以上 (1)	1 回 300 食以上又は 1 日 750 食以上 (2)	(3)	
給食管理指導延施設数 (01)				
喫食者への栄養・運動指導 (延人員) (02)				

- 〔注〕
- この表には、保健所の栄養指導員（栄養改善法第9条に規定する者をいう。）が行った集団給食施設への給食管理指導施設数及びその喫食者への栄養指導及び運動指導の被指導延人員を計上すること。
 - 同一日に同一施設において、栄養指導及び運動指導を行った場合には「1」と計上すること。

地 域 保 健 ・ 老 人 保 健 事 業 報 告

種別 1 都道府県が設置する保健所

保 健 所 符 号	表 番 号
	0 5 1 0

都道府県
政 令 市
特 別 区 名

保健所名

5 (1) 精神保健福祉 (精神障害者保健福祉手帳所持者数)

平成 11 年度末現在

	20 歳 未 満 (1)	20 ～ 39 歳 (2)	40 ～ 64 歳 (3)	65 歳 以 上 (4)	計 (5)
男 (01)					
女 (02)					

〔 注 〕

1 この表には、本年度末現在における保健所管内の精神障害者保健福祉手帳を所持している者の数を性別・年齢階級別に計上すること。

地 域 保 健 ・ 老 人 保 健 事 業 報 告

種別 1 都道府県が設置する保健所

保 健 所 符 号	表 番 号
	0 5 2 0

都道府県
政 令 市
特 別 区 名

保健所名

5 (2) 精神保健福祉 (相談等)

平成 11 年度分

	相談、デイ・ケア、訪問指導 実人員 (1)	(再掲) 新規者の受付経路				(再掲) 医療社会 事業員が 関与した者 (5)	実人員 (6)	(再掲) 相談 延 人 員							
		市町村 (2)	医療機関 (3)	その他 (4)	老人精神 保健 (7)			社会復帰 (8)	アルコー ル (9)	薬 物 (10)	思 春 期 (11)	心の健康 づくり (12)	そ の 他 (13)	計 (14)	
男 (01)															
女 (02)															

	(再掲)		(再掲) 訪 問 指 導							電話相談 延人員 24	普 及 啓 発		
	デ イ ・ ケ ア		実 人 員 17	延 人 員									
	実 人 員 15	延 人 員 16		老人精神 保健 18	社会復帰 19	アルコー ル 20	薬 物 21	そ の 他 22	計 23				
男 (01)										開催回数 (03)			
女 (02)										延 人 員 (04)			

普 及 啓 発		
	精神障害者 (家族)に対 する教室等 (25)	地域住民と精 神障害者との 地域交流会 (26)
開催回数 (03)		
延人員 (04)		

〔 注 〕

- この表には、保健所が本年度中に行った精神保健福祉に関わる相談、デイ・ケア、訪問指導及び普及啓発活動についてその被指導人員等を計上すること。
ただし、老人保健法 (昭和57年 8 月17日法律第80号) 第12条に基づく老人保健事業分は計上しないこと。
- 「相談、デイ・ケア、訪問指導実人員(1)」には、年度中に相談、デイ・ケア、訪問指導を行った実人員を計上すること。
したがって、年度中に同一人に対して「相談」と「デイ・ケア」を別の日に行った場合でも「1」と計上すること。
なお、「(再掲) 相談」及び「(再掲) デイ・ケア」の「実人員」にはそれぞれに「1」と計上すること。
- 同一時の「相談」及び「訪問指導」の内容が複数にわたる場合は、主たる区分に計上すること。
- 「開催回数(03)」は、開催ごとに実施時間 4 時間以内を 1 単位とし、4 時間を超える場合は 4 時間までを増すごとに 1 単位を加えて計上すること。
2 単位の開催回数となる教室等に参加した場合「延人員(04)」は「1」でなく「2」と計上すること。

地 域 保 健 ・ 老 人 保 健 事 業 報 告

種別	1	都道府県が設置する保健所
----	---	--------------

保 健 所 符 号	表 番 号
	0 5 3 0

都道府県
政 令 市
特 別 区 名
保健所名
平成 11 年度分

5 (3) 精神保健福祉 (組織育成)

	患 者 会 (1)	家 族 会 (2)	断 酒 会 (3)	職 親 会 (4)	そ の 他 (5)	計 (6)
支 援 件 数 (01)						

〔注〕

- この表には、保健所が行った精神障害者患者会、家族会、断酒会及び職親会等に対する組織育成を行った件数を計上すること。
- 患者会等への出席、その下準備のための打合わせや関係機関との連絡等を行った場合にその延件数を計上すること。
なお、電話によるものも計上してよいこと。

SAMPLE

地域保健・老人保健事業報告

種別 1 都道府県が設置する保健所

保健所番号	表番号
	0611

都道府県
政令市
特別区名 保健所名

6(1) 難病（特定疾患医療受給者証所持者数）－男

平成 11 年度末現在

	0～9歳 (1)	10～19歳 (2)	20～29歳 (3)	30～39歳 (4)	40～49歳 (5)	50～59歳 (6)	60～69歳 (7)	70歳以上 (8)
パーチェット病 (01)								
多発性硬化症 (02)								
重症筋無力症 (03)								
全身性エリテマトーデス (04)								
スモン (05)								
再生不良性貧血 (06)								
サルコイドーシス (07)								
筋萎縮性側索硬化症 (08)								
強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎 (09)								
特発性血小板減少性紫斑病 (10)								
結節性動脈周囲炎 (11)								
潰瘍性大腸炎 (12)								
大動脈炎症候群 (13)								
ビュルガー病 (14)								
天疱瘡 (15)								
脊髄小脳変性症 (16)								
クローン病 (17)								
難治性の肝炎のうちの劇症肝炎 (18)								
悪性関節リウマチ (19)								
パーキンソン病 (20)								
アミロイドーシス (21)								
後縦靭帯骨化症 (22)								
ハンチントン舞蹈病 (23)								
ウィリス動脈輪閉塞症 (24)								
ウェグナー肉芽腫症 (25)								
特発性拡張型（うっ血型）心筋症 (26)								
シャイ・ドレーガー症候群 (27)								
表皮水泡症（接合部型及び栄養障害型） (28)								
膿瘍性乾癬 (29)								
広範腎血管狭窄症 (30)								
原発性胆汁性肝硬変 (31)								
重症急性肺炎 (32)								
特発性大腿骨頭壊死症 (33)								
混合性結合組織病 (34)								
原発性免疫不全症候群 (35)								
特発性間質性肺炎 (36)								
網膜色素変性症 (37)								
クロイツフェルト・ヤコブ病 (38)								
原発性肺高血圧症 (39)								
神経線維腫症 (40)								
亜急性硬化性全脳炎 (41)								
バッド・キアリ(Budd-Chiari)症候群 (42)								
特発性慢性肺血栓性血栓症（肺高血圧型） (43)								

〔注〕

1 この表には、本年度末現在における保健所管内の特定疾患医療受給者証を所持している者の数を性別・年齢階級別及び疾病別に計上すること。

なお、特定疾患治療研究事業の対象疾患以外の疾患で、国の補助金の対象でないものについては計上しないこと。

地域保健・老人保健事業報告

種別 1 都道府県が設置する保健所

保健所番号	表番号
	0612

都道府県
政令市
特別区名 保健所名

6(1) 難病（特定疾患医療受給者証所持者数）－女

平成 11 年度末現在

	0～9歳 (1)	10～19歳 (2)	20～29歳 (3)	30～39歳 (4)	40～49歳 (5)	50～59歳 (6)	60～69歳 (7)	70歳以上 (8)
パーチェット病 (01)								
多発性硬化症 (02)								
重症筋無力症 (03)								
全身性エリテマトーデス (04)								
スモン (05)								
再生不良性貧血 (06)								
サルコイドーシス (07)								
筋萎縮性側索硬化症 (08)								
強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎 (09)								
特発性血小板減少性紫斑病 (10)								
結節性動脈周囲炎 (11)								
潰瘍性大腸炎 (12)								
大動脈炎症候群 (13)								
ビュルガー病 (14)								
天疱瘡 (15)								
脊髄小脳変性症 (16)								
クローン病 (17)								
難治性の肝炎のうちの劇症肝炎 (18)								
悪性関節リウマチ (19)								
パーキンソン病 (20)								
アミロイドーシス (21)								
後縦靭帯骨化症 (22)								
ハンチントン舞蹈病 (23)								
ウィリス動脈輪閉塞症 (24)								
ウェグナー肉芽腫症 (25)								
特発性拡張型（うっ血型）心筋症 (26)								
シャイ・ドレーガー症候群 (27)								
表皮水泡症（接合部型及び栄養障害型） (28)								
膿瘍性乾癬 (29)								
広範腎血管狭窄症 (30)								
原発性胆汁性肝硬変 (31)								
重症急性肺炎 (32)								
特発性大腿骨頭壊死症 (33)								
混合性結合組織病 (34)								
原発性免疫不全症候群 (35)								
特発性間質性肺炎 (36)								
網膜色素変性症 (37)								
クロイツフェルト・ヤコブ病 (38)								
原発性肺高血圧症 (39)								
神経線維腫症 (40)								
亜急性硬化性全脳炎 (41)								
バッド・キアリ(Budd-Chiari)症候群 (42)								
特発性慢性肺血栓性血栓症（肺高血圧型） (43)								

〔注〕

1 この表には、本年度末現在における保健所管内の特定疾患医療受給者証を所持している者の数を性別・年齢階級別及び疾病別に計上すること。

なお、特定疾患治療研究事業の対象疾患以外の疾患で、国の補助金の対象でないものについては計上しないこと。

地域保健・老人保健事業報告

種別 1 都道府県が設置する保健所

保健所符号	表番号
0620	

都道府県
政令市
特別区名
保健所名
平成 11 年度分

6(2) 難病(相談等)

	相談、機能訓練、訪問指導						(再掲) 相 談										
	実人員 (1)	(再掲) 新規者の受付経路			(再掲) 特定疾患医療受給者証所持者 (5)	(再掲) 医療社会事業員が関与した者 (6)	実人員 (7)	延 人 員									
		市町村 (2)	医療機関 (3)	その他 (4)				申請等 (8)	医療 (9)	家庭看護 (10)	福祉 (11)	就労 (12)	就学 (13)	食事・栄養 (14)	歯科 (15)	その他 (16)	計 (17)
男 (01)																	
女 (02)																	

	(再掲) 機能訓練		(再掲) 訪問指導		電話相談 延 人 員 (22)	患者・家族に対する学習会	
	実人員 (18)	延人員 (19)	実人員 (20)	延人員 (21)		開催回数 (23)	延 人 員 (24)
男 (01)							
女 (02)							

〔注〕

- この表には、保健所が本年度中に行った難病に関する相談、機能訓練、訪問指導についてその被指導等人員を計上すること。
- 「相談、機能訓練、訪問指導実人員(1)」には、本年度中に相談、機能訓練、訪問指導を行った実人員を計上すること。
したがって、年度中に同一人に対して「相談」と「機能訓練」を別の日に行った場合でも「1」と計上すること。
なお、「(再掲) 相談」及び「(再掲) 機能訓練」の「実人員」にはそれぞれに「1」と計上すること。
同一時における相談の内容が複数の区分に該当する場合は、その際の主たる相談区分に計上すること。
- 「開催回数(23)」は、開催ごとに実施時間4時間以内を1単位とし、4時間を超える場合は4時間までを増すごとに1単位を加えて計上すること。
2単位の開催回数となる学習会に参加した場合「延人員(24)」は「1」でなく「2」と計上すること。

地域保健・老人保健事業報告

種別 1 都道府県が設置する保健所

保健所符号	表番号
0630	

都道府県
政令市
特別区名
保健所名
平成 11 年度末現在

6(3) 難病(特定疾患医療受給者証所持者の状況)

	在 宅						入 院 (7)	死 亡 (8)	転 出 (9)	その他 (10)	不 明 (11)	計 (6)~(11) (12)	(再掲) 治 癒 (13)
	就 労 (1)	就 学 (2)	家庭内の生活自立 (3)	その他 (4)	不 明 (5)	計 (6)							
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)							
男 (01)													
女 (02)													

〔注〕

- この表には、保健所が本年度中に行った難病に関わる相談等の業務の中で把握した、特定疾患医療受給者証所持者の年度末現在(把握が困難な場合は当該年度末にもっとも近い時期)の状況を計上すること。
- 「在宅」及び「入院」については原則として年度末現在の状況とし、「死亡」、「転出」及び「治癒」については年度間に起こったものを計上すること。

地域保健・老人保健事業報告

種別 1 都道府県が設置する保健所

保健所符号	表番号
0700	

7 エイズ

都道府県
政令市
特別区名

保健所名

平成 11 年度分

相談件数			H I V抗体検査のための採血件数		陽性件数
電話 (1)	来所 (2)	(再掲) 医療社会事業員が 関与した件数 (3)	スクリーニング検査 (4)	確認検査 (5)	

〔注〕

1 この表には、保健所において受け付けたエイズに関する相談件数、保健所が行ったH I V抗体検査のための採血件数及び陽性件数を計上すること。

地域保健・老人保健事業報告

種別 1 都道府県が設置する保健所

保健所符号	表番号
0800	

8 衛生教育

都道府県
政令市
特別区名

保健所名

平成 11 年度分

	感染症 (1)	(再掲) エイズ (2)	精神 (3)	難病 (4)	母子 (5)	成人・ 老人 (6)	栄養・ 健康増進 (7)	歯科 (8)	医事・ 薬 (9)	食品 (10)	環境 (11)	地区組織 活動 (12)	その他 (13)	計 (14)
回数 (01)														
延人員 (02)														

〔注〕

- この表には、保健所が本年度中に行った講習会、研究会、座談会、講演会、展覧会及び映画会等形式のいかんを問わず、一般住民の集団又は特定集団に対して行った衛生教育の開催回数及び参加延人員を計上すること。
- 保健所が自ら企画して行った場合に計上すること。
- 他から依頼されて、保健所職員が参加して行った場合（ただし、市町村から依頼された精神保健に関する講演会等を除く。）に計上すること。
- この表には、次の事項については計上しないこと。
 - ① 一般放送、新聞又は広報車によるもの
 (注) 災害時に広報車又は保健所の自動車により災害地を巡回し、随時、災害地で駐車（下車）し、り災害を集め伝染病予防、健康保持について衛生教育を行った場合には、広報車による活動の一環と考え計上しないこと。
 - ② バンフレット等のみを配布した場合
 - ③ 保健所業務の実習のため来所している医師、保健婦、看護婦、栄養士等の研修生に対して行った場合
 - ④ 保健所業務運営のための各種の協議会、委員会、打合せ会、連絡会等の集会を行った場合
 - ⑤ 外部の諸施策策定のための各種の委員会、総会等単なる連絡及び業務打合せ等を目的とした参加列席等、直接衛生思想の普及向上を目的としない集会を行った場合
 - ⑥ 保健所職員を対象とした研究会、講習会等の各種の集会を行った場合
- 「回数(01)」は、開催ごとに実施時間4時間以内を1単位とし、4時間を超える場合は4時間までを増すごとに1単位を加えて計上すること。
 2単位の開催回数となるものに参加した場合「延人員(02)」は「1」でなく「2」と計上すること。

地域保健・老人保健事業報告

種別 2 保健所設置市（特別区）以外の市町村

市区町村符号	表番号
	0900

都道府県名 市区町村名
平成 11 年度分

9 予防接種

			D P T					計 (1)～(5) (6)
			第 1 期				追加接種 (4)	
			初 回 接 種					
			第 1 回 (1)	第 2 回 (2)	第 3 回 (3)			
接 種 者 数	ジフテリアトキソイド使用	個別 (01)						
		集団 (02)						
	沈降ジフテリアトキソイド使用	個別 (03)						
		集団 (04)						
	沈降精製百日せきワクチン使用	個別 (05)						
		集団 (06)						
	沈降破傷風トキソイド使用	個別 (07)						
		集団 (08)						
	ジフテリア破傷風混合トキソイド使用	個別 (09)						
		集団 (10)						
	沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド使用	個別 (11)						
		集団 (12)						
	沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン使用	個別 (13)						
		集団 (14)						
対 象 者 数			(15)					

		急性灰白髄炎		麻 し ん	風 し ん		日 本 脳 炎					計 (7)～(10) (11)
		第 1 回 (7)	第 2 回 (8)		定 期 分 (10)	経 過 分 措置 (11)	第 1 期			第 2 期 (12)	第 3 期 (13)	
							初 回 接 種		追加接種 (14)			
							第 1 回 (12)	第 2 回 (13)				
接 種 者 数	個別 (15)											
	集団 (17)											
対 象 者 数	(18)											

- 〔注〕1 予防接種法による定期の予防接種の実施状況を把握するものであること。
 2 接種者数は、予防接種法施行規則第13条の規定による市町村長から保健所長への報告に基づいて計上すること。
 3 対象者数は、各市町村の予防接種実施計画により算出し計上すること。
 4 風しんの「定期分(10)」欄は予防接種法施行令第1条に規定する予防接種について、「経過措置分(11)」欄は予防接種法施行令第3条に規定する予防接種について、それぞれ計上すること。

地域保健・老人保健事業報告

種別 1 都道府県が設置する保健所

保健所符号	表番号
	1000

都道府県
政 令 市
特 別 区 名 保健所名

10 結核予防

平成 11 年度分

		事業者 (1)	学 校 長								施設の 長 (10)	市町村長又は 特別区の区長		定 期 外		計 (15)	(再掲) 乳幼児(11)の うち再ツベル クリン反 応検査者 (16)
			小 1 (2)	小 2 (3)	中 1 (4)	中 2 (5)	高 1 (6)	高 2 (7)	高 3 (8)	その他 (9)		乳幼児 (11)	その他 (12)	患者 家族 (13)	その他 (14)		
ツベルクリン 反応検査	被注射者数 (01)																
	被判定者数 (02)																
	陰性者数 (03)																
	陽性者数 (04)																
	(再掲) 強陽性者数 (05)																
BCG接種者数 (06)																	
間接撮影者数 (07)																	
直接撮影者数 (08)																	
かくたん検査者数 (09)																	
被 発 見 者 数	結核患者 (10)																
	結核発病のおそれがあると 診断された者 (11)																

- 〔注〕1 結核予防法による定期及び定期外の健康診断及び予防接種について、その実施状況を把握するものであること。
 2 結核予防法第11条第1項及び第20条の規定による実施者からの通報又は報告（結核予防法施行規則による様式第二結核健康診断予防接種月報）をもとにして本年度分をとりまとめ、計上すること。
 なお、政令市市長の実施機関としての保健所長が結核予防法第4条第3項による定期の健康診断及び予防接種を実施した場合及び知事又は政令市市長が実施することとなっている定期外の健康診断及び予防接種について保健所長が実施した場合は、本年度中に実施したものについて計上すること。
 3 表頭「乳幼児(11)」には、表頭「(再掲) 乳幼児(11)のうち再ツベルクリン反応検査者(16)」の結果も、再度含めてそれぞれの該当欄に計上すること。

地域保健・老人保健事業報告

種別 1 都道府県が設置する保健所

保健所符号	表番号
	1100

都道府県
政令市
特別区名
保健所名
平成 11 年度分

11 環境衛生

	営業関係施設						廃棄物処理・清掃関係施設			
	旅館等 (1)	興行場 (2)	公衆浴場 (3)	理容所 (4)	美容所 (5)	クリーニング所 (6)	し尿処理施設 (7)	浄化槽 (8)	ごみ処理施設 (9)	産業廃棄物処理施設 (10)
調査・監視指導延施設数 (01)										

	飲料水施設						
	水道事業(簡易水道事業を除く) (1)	簡易水道事業 (2)	水道用水供給事業 (3)	専用水道 (4)	簡易専用水道 (5)	その他の水道 (6)	井戸等 (7)
調査・監視指導延施設数 (01)							

	その他の施設						その他 (24)	計 (25)
	化製場(準ずる施設を含む) (18)	畜舎・畜家きん舎 (19)	火葬場 (20)	墓納地骨堂 (21)	特定建築物 (22)	一般ブール (23)		
調査・監視指導延施設数 (01)								

〔注〕

- 管内の環境衛生関係施設に対して行った環境衛生監視員及び環境衛生指導員等の現場調査及び監視指導の状況を把握するものであること。
- 立入検査の対象となっている施設については、環境衛生監視員、環境衛生指導員、又は水道法第39条に規定する当該職員が行ったもののみに計上すること。
- 情報に基づき無許可無届営業施設の調査に出勤した場合、又は監視の際発見した無許可無届営業施設については計上しないこと。
- 計上の単位は、同一施設を1回監視指導することに「1」とすること。なお、同一施設を2人以上で同時に監視指導した場合も「1」とすること。

地域保健・老人保健事業報告

種別 1 都道府県が設置する保健所

保健所符号	表番号
	1200

都道府県
政令市
特別区名
保健所名
平成 11 年度分

12 試験検査

		依頼等によるもの				自らの調査・研究等として行うもの (5)
		住民 (1)	市町村 (2)	市町村以外の行政機関 (3)	その他の(医療機関、学校等) (4)	
細菌学的検査	赤痢 (01)					
	コレラ (02)					
	チフス (03)					
	結核 (04)					
	その他 (05)					
食品衛生関係検査	細菌学的検査 (06)					
	理化学的検査 (07)					
	その他 (08)					
	細菌学的検査 (09)					
	理化学的検査 (10)					
臨床学的検査	その他 (11)					
	血液一般検査 (12)					
	HBs抗原、抗体検査 (13)					
	梅毒血清検査 (14)					
	その他 (15)					
	生化学検査 (16)					
	先天代謝異常検査 (17)					
	尿一般等 (18)					
	神経芽細胞腫 (19)					
	潜血反応 (20)					
	寄生虫卵 (21)					
	その他 (22)					

		依頼等によるもの				自らの調査・研究等として行うもの (5)
		住民 (1)	市町村 (2)	市町村以外の行政機関 (3)	その他の(医療機関、学校等) (4)	
臨床学的検査	生理学的検査 (23)					
	眼底 (24)					
	間接撮影 (25)					
	胸部X線検査 (26)					
	断層撮影 (27)					
水質検査	その他 (28)					
	水道水の細菌学的検査 (29)					
	理化学的検査 (30)					
	生物学的検査 (31)					
	細菌学的検査 (32)					
環境・公害関係検査	理化学的検査 (33)					
	利用水等(ブール水等を含む)の細菌学的検査 (34)					
	理化学的検査 (35)					
	廃棄物関係検査 (36)					
	大気検査 (37)					
その他	水質検査(公共用水域、工場等排水、浄化槽放流水等) (38)					
	騒音・振動 (39)					
	悪臭検査 (40)					
	土壌・底質検査 (41)					
	その他 (42)					
その他 (43)						

〔注〕

- この表には、保健所において本年度中に行った試験検査にかかる検体数を計上すること。
- 保健所において行った検査のみに計上し、他の検査施設に依頼したものについては計上しないこと。
- 表側の区分ごとに検査した検体数を計上すること。なお、同一検体について表側に掲げた2種以上の検査を実施した場合は、それぞれ該当する区分に計上すること。
- 「自らの調査・研究等として行うもの(5)」には、伝染病予防法、食品衛生法等に基づく保健所自らの事業・調査及び保健所独自の研究として行われる検査を実施した場合に計上すること。

地 域 保 健 ・ 老 人 保 健 事 業 報 告

種別	1	都道府県が設置する保健所
----	---	--------------

保健所符号	表番号
	1310

都道府県
政 令 市
特 別 区 名
保健所名

13(1) 連絡調整に関する会議

平成 11 年度分

		開催回数 (1)	参加機関・ 団体数 (2)	(再掲) 福祉関係 機関 (3)	議 事 内 容 (延 件 数)					
					基本的実施 方針に関 する事項 (4)	実施体制 の確保に 関する事 項 (5)	サービス提 供の指針 に関する 事項 (6)	事業評価 に関する 事項 (7)	そ の 他 (8)	計 (9)
保 健 所 主 催	保健所運営協議会 (01)									
	保健所保健事業連絡協議会 (02)									
	母子保健推進協議会 (03)									
	保健所保健福祉サービス調整推進会議 (04)									
	そ の 他 (05)									
参 加	都道府県主催の会議への参加 (06)									
	市町村主催の会議への参加 (07)									
	その他関係機関・団体主催の会議への参加 (08)									

〔注〕

- この表には、保健所が主催あるいは参加した会議について、開催回数、参加機関・団体（民間・ボランティアを含む。）数及び議事内容について計上すること。
なお、研究会、講習会等の各種の集会は計上しないこと。
- 保健所が主催して各種の協議会、打合せ会、連絡会等を開催した場合に計上すること。
- 保健所以外の機関が開催した会議に保健所職員が参加した場合に計上すること。
- 「議事内容（延件数）」については、同一の会議で複数区分に該当する議事内容で行った場合は、各々該当する区分に計上すること。
ただし、同一区分において母子保健、老人保健等複数の事業について行っても「1」と計上すること。
- 「都道府県主催の会議への参加(06)」には都道府県、指定都市、中核市、政令市及び特別区が主催する連絡調整に関する会議に参加した場合に計上すること。

地 域 保 健 ・ 老 人 保 健 事 業 報 告

種別	1	都道府県が設置する保健所
----	---	--------------

保健所符号	表番号
	1320

都道府県名
保健所名

13(2) 研修等（市町村の職員に対する研修・指導）

平成 11 年度分

	保健計画の策定・地域診断 (1)	母子保健 (2)	老人保健 (3)	健康増進 (4)	歯科保健 (5)	感染症 (6)	(再掲) エイズ (7)	精神保健福祉 (8)	難 病 (9)	そ の 他 (10)	計 (11)
実施回数 (01)											
参加延人員 (02)											

〔注〕

- この表には、保健所が本年度中に行った市町村職員（臨時雇い上げ等の職員を含む。）に対する研修及び指導について、その内容、実施回数及び参加延人員を計上すること。
- 保健所が自ら企画して行った場合に計上すること。
- 市町村から依頼されて、保健所職員が講師として行った場合も計上すること。
- 同一の研修及び指導で複数区分に該当する研修・指導を行った場合は、主たる区分に計上すること。
- この表には、次の事項については計上しないこと。
 - パンフレット等のみを配布した場合
 - 保健所業務運営のための各種の協議会、委員会、打合せ会、連絡会等の集会の場で行ったもの
 - 外部の諸施策策定のための各種の委員会、連絡及び業務打合せ会等の集会の場で行ったもの
 - 保健所職員を対象とした研究会、講習会等を行った場合
- 「実施回数(01)」は、開催ごとに実施時間4時間以内を1単位とし、4時間を超える場合は4時間までを増すごとに1単位を加えて計上すること。
2単位の開催回数となる研修会等に参加した場合「参加延人員(02)」は「1」でなく「2」と計上すること。

地域保健・老人保健事業報告

種別 1 都道府県が設置する保健所

保健所符号	表番号
	1330

都道府県
政令市
特別区名

保健所名

13(3) 調査・研究

平成 11 年度分

	全 般		対 人 保 健								
	地域診断	情 シ ス テ ム 報	母子保健	老人保健	健康増進	歯科保健	感 染 症	(再掲) エ イ ズ	精 神 保 健 祉	難 病	そ の 他
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)
件 数 (01)											

	対 物 保 健				計
	医・薬事 (12)	食品衛生 (13)	環境衛生 (14)	そ の 他 (15)	
件 数 (01)					

〔注〕

- この表には、保健所が本年度中に行った地域保健に関する事業を実施していくうえで必要となることについての調査及び研究について、その内容及び件数を計上すること。
- 保健所が組織として行い、その内容については刊行物等にとりまとめ、学会や公の会議や広報紙等で公表した調査及び研究について計上すること。
- 同一の調査及び研究で複数区分に該当する調査・研究を行った場合は主たる区分に計上すること。

地域保健・老人保健事業報告

種別 1 都道府県が設置する保健所

保健所符号	表番号
	1410

都道府県
政令市
特別区名

保健所名

14(1) 職員設置状況

平成 11 年度分（年度末現在）

職 種	常勤（実人員） （年度末現在） (1)	非常勤（延人員） （年度活動分） (2)
医 師 (01)		
歯科医師 (02)		
獣医師 (03)		
薬剤師 (04)		
保健婦（士） (05)		
(再掲) 市町村駐在 (06)		
交 流 (07)		
助産婦 (08)		
看護婦（士） (09)		
准看護婦（士） (10)		
理学療法士 (11)		
作業療法士 (12)		
歯科衛生士 (13)		

職 種	常勤（実人員） （年度末現在） (1)	非常勤（延人員） （年度活動分） (2)
診療放射線技師 (14)		
診療エックス線技師 (15)		
臨床検査技師 (16)		
衛生検査技師 (17)		
管理栄養士 (18)		
栄 養 士 (19)		
そ の 他 (20)		
(再掲)医療社会事業員(21)		
計 (22)		
(再掲) 精神保健福祉士 (23)		
精神保健福祉相談員(24)		
栄養指導員 (25)		
健康運動指導士 (26)		
健康運動実践指導者(27)		

人 口 （保健所を設置する市・特別区保健所のみ） （年度末現在）
--

〔注〕

- この表には、保健所の本年度末現在における職種別常勤職員数及び非常勤職員が地域保健事業に関して活動した時間を延人員に換算して計上すること。
なお、市町村に駐在している保健婦及び交流人事により保健所に来ている保健婦も含めること。
また、休職中の者及び育児休業者の代替として勤務している者は計上しないこと。
- 「常勤（実人員）（年度末現在）(1)」には、本年度末現在における保健所に勤務する常勤の職員（育児休業中の者を含む。）の数を計上すること。
なお、3月31日付で、職を免ぜられた者又は指定を解除された者も含めて計上すること。
- 「非常勤（延人員）（年度活動分）」には、通常の勤務形態をとらない雇用条件のもの及び臨時雇い上げの者が活動した分を以下の方法により延人員に換算して計上すること。
換算方法 ア 個々の者が活動した場所ごとに、活動時間4時間以内を1単位とする。
イ 1回の活動が4時間を超える場合は、4時間までを増すごとに1単位とする。
ウ 2単位を一人とするので、総単位数を2で割った数値（端数切り上げ）が計上数となる。
- 同一人で2以上の資格を有している場合には、現に従事している職種と最も関係の深い資格に区分して計上すること。

地 域 保 健 ・ 老 人 保 健 事 業 報 告

種別 1 都道府県が設置する保健所

保 健 所 符 号 表 番 号
1 4 2 0

都道府県名 保健所名

14(2) 市町村への援助状況

平成 11 年度分

		市町村名							市町村名						
		市町村符号							市町村符号						
		延 人 員 (年度援助分)							延 人 員 (年度援助分)						
		母 子 保 (1)	老 人 保 (2)	健 康 増 進 (3)	歯 科 保 (4)	感 染 症 (5)	そ の 他 (6)	計 (7)	母 子 保 (1)	老 人 保 (2)	健 康 増 進 (3)	歯 科 保 (4)	感 染 症 (5)	そ の 他 (6)	計 (7)
医 師	(01)														
歯科医師	(02)														
保健婦 (士)	(03)														
助 産 婦	(04)														
看護婦 (士)	(05)														
准看護婦 (士)	(06)														
理学療法士	(07)														
作業療法士	(08)														
歯科衛生士	(09)														
管理栄養士	(10)														
栄 養 士	(11)														
そ の 他	(12)														
(再掲) 医療社会事業員	(13)														
計	(14)														

〔 注 〕

- この表には、管轄市町村が実施主体としての母子保健、老人保健の活動について援助を求め、保健所職員が活動に参加した場合に計上すること。
- 市町村との委託契約により保健所が受託して行った場合及び市町村からの依頼であっても専門性の高い個々のケースについて保健所の業務として保健所が担当した場合には計上しないこと。
- 「延人員 (年度援助分)」には、以下の方法により延人員に換算して計上すること。
換算方法 ア 個々の者が活動した場所ごとに、活動時間4時間以内を1単位とする。
イ 1回の活動が4時間を超える場合は、4時間までを増すごとに1単位とする。
ウ 2単位を一人とするので、総単位数を2で割った数値 (端数切り上げ) が計上数となる。

地域保健・老人保健事業報告

種別 2 保健所設置市（特別区）以外の市町村

市区町村符号	表番号
1510	

都道府県名 市区町村名
平成 11 年度分

15(1) 老人保健（健康手帳の交付等）

15(1)-01 老人保健事業等の対象者

	基本健康診査 (1)	胃がん (2)	肺がん (3)	大腸がん (4)	子宮がん (5)	乳がん (6)
男 (01)						
女 (02)						

15(1)-02 医療受給資格者への医療受給者証の交付状況

	新規交付 (年度中) (1)	資格喪失 (年度中) (2)	年度末現在数 (3)
70 歳以上 (01)			
65 ～ 69 歳 (02) (法第25条第1項 第2号該当者)			
計 (03)			

15(1)-03 医療受給資格者以外の者への健康手帳の交付状況

	40 ～ 69 歳 (1)	70 歳以上 (2)	計 (3)
交付数 (01) (年度中)			

〔注〕

- この表は、市町村（特別区を含む。）が行った老人保健事業等の対象者及び健康手帳の交付状況を把握するものである。
- 市町村（特別区を含む。）の40歳以上の者（子宮がん検診及び乳がん検診にあっては30歳以上の者）のうち、基本健康診査、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん及び乳がんの対象となる者を計上すること。
- 老人保健法第13条の規定により、本年度中において市町村（特別区を含む。）が行った健康手帳の交付状況を医療受給資格者への医療受給者証の交付と、医療受給資格者以外の者への健康手帳の交付に区分して計上すること。

地域保健・老人保健事業報告

種別 2 保健所設置市（特別区）以外の市町村

市区町村符号	表番号
1520	

都道府県名 市区町村名
平成 11 年度分

15(2) 老人保健（健康教育）

	開催回数 (1)	参加延人員 (2)
一般健康教育 (01)		
重点健康教育 (02)		
肺がん予防 (03)		
乳がん予防 (04)		
大腸がん予防 (05)		
糖尿病予防 (06)		
骨粗しょう症予防 (07)		
病態別健康教育 (08)		
寝たきり予防 (09)		
歯 (10)		
計 (10)		

〔注〕

- この表は、市町村（特別区を含む。）が行った健康教育の開催状況を把握するものである。
- 老人保健法第14条の規定により、本年度中に市町村が行った保健学級、健康教室、高血圧教室、講演会等による健康教育の開催回数及び参加延人員を教育内容別に計上すること。

地域保健・老人保健事業報告

地域保健・老人保健事業報告

種別 2 保健所設置市（特別区）以外の市町村

種別 2 保健所設置市（特別区）以外の市町村

市区町村符号	表番号
1530	

市区町村符号	表番号
1540	

都道府県名 市区町村名
平成 11 年度分

都道府県名 市区町村名
平成 11 年度分

15(3) 老人保健（健康相談）

		開催回数 (1)	被指導延人員 (2)
一般健康相談 (01)			
重点健康相談	糖尿病 (02)		
	病態別食生活 (03)		
	歯 (04)		
	老人 (05)		
計 (06)			

〔注〕
1 この表は、市町村（特別区を含む。）が行った健康相談の開催状況を把握するものである。
2 老人保健法第15条の規定により、本年度中に市町村が行った健康相談の開催回数、被指導延人員を相談内容別に計上すること。

15(4) 老人保健（基本健康診査）

15(4)-01 受診者及び指導区分別状況

	受診者数（年度中）			指導区分別実人員				生活習慣改善
	基本健康診査 (1)	選択実施 実人員 (2)	訪問基本 健康診査 (3)	異常認めず (4)	異常あり (5)	要指導 (6)	要医療 (7)	被指導実人員 (8)
40～49歳(01)								
50～59歳(02)								
60～69歳(03)								
70歳以上(04)								
計 (05)								
委託 (再掲)	保健所(06)							
	その他(07)							

15(4)-02 主な検査結果の要指導・要医療者数

	高血圧 境界領域 (1)	高血圧 (2)	心電図 異常あり (3)	貧血 (疑いを含む) (4)	肝疾患 (疑いを含む) (5)	うちアル コール性 (疑いを含む) (6)	糖尿病 (疑いを含む) (7)	腎機能障害 (疑いを含む) (8)
40～49歳(01)								
50～59歳(02)								
60～69歳(03)								
70歳以上(04)								
計 (05)								

〔注〕
1 この表は、市町村（特別区を含む。）が行った基本健康診査の実施状況を把握するものである。
2 老人保健法第16条の規定により、本年度中に市町村が行った基本健康診査の受診者数、指導区分別人員、生活習慣改善被指導実人員及び主な検査結果の要指導・要医療者数を年齢階級別に計上すること。

地域保健・老人保健事業報告

種別	2	保健所設置市（特別区）以外の市町村
----	---	-------------------

市区町村符号	表番号
1550	

都道府県名 市区町村名
平成 11 年度分

15(5) 老人保健（総合健康診査）

15(5)-01 受診者の状況

受診者数					
男			女		
40 歳 (1)	50 歳 (2)	計 (3)	40 歳 (4)	50 歳 (5)	計 (6)

15(5)-02 歯周疾患検診の指導区別状況

	要 精 検 者 (1)	要 指 導 者 (2)	異 常 認 め ず (3)	計 (4)
40 歳 (01)				
50 歳 (02)				

15(5)-03 骨粗しょう症検診の指導区別状況

	要 精 検 者 (1)	要 指 導 者 (2)	異 常 認 め ず (3)	計 (4)
40 歳 (01)				
50 歳 (02)				

〔注〕

- この表は、市町村（特別区を含む。）が行った総合健康診査の実施状況を把握するものである。
- 老人保健法第16条の規定により、本年度中に市町村が行った総合健康診査について、受診者数、歯周疾患検診及び骨粗しょう症検診の指導区別実人員数を年齢別に計上すること。

地域保健・老人保健事業報告

種別	2	保健所設置市（特別区）以外の市町村
----	---	-------------------

市区町村符号	表番号
1560	

都道府県名 市区町村名
平成 11 年度分

15(6) 老人保健（機能訓練）

15(6)-01 機能訓練実施状況

	実 施 施 設 数 (1)	実 施 回 数 (2)	保 健 所 等 委 託（再掲） (3)
A 型 (01)			
B 型 (02)			
計 (03)			

15(6)-02 機能訓練被指導人員

	被 指 導 実 人 員 (1)	A 型 (2)	B 型 (3)	被 指 導 延 人 員 (4)	A 型 (5)	B 型 (6)	脳血管疾患の後遺症による機能訓練被指導実人員	
							男 (7)	女 (8)
40～64歳(01)								
65～69歳(02)								
70歳以上(03)								
計 (04)								
保健所等委託（再掲） (05)								

15(6)-03 機能訓練従事者延人員

	医 師 (1)	理学療法士 (2)	作業療法士 (3)	保健婦（士） (4)	看護婦（士） (5)	そ の 他 (6)	計 (7)
A 型 (01)							
B 型 (02)							
計 (03)							

〔注〕

- この表は、市町村（特別区を含む。）が行った機能訓練の実施状況を把握するものである。
- 老人保健法第18条の規定により、本年度中に市町村が行った機能訓練について、実施施設数、実施回数、機能訓練被指導人員、機能訓練従事者延人員を計上すること。

地域保健・老人保健事業報告

地域保健・老人保健事業報告

種別 2 保健所設置市（特別区）以外の市町村

種別 2 保健所設置市（特別区）以外の市町村

市区町村符号	表番号
1570	

市区町村符号	表番号
1581	

都道府県名 市区町村名
平成 11 年度分

都道府県名 市区町村名
平成 11 年度分

15(7) 老人保健（訪問指導）

15(8) 老人保健（がん検診）

15(7)－01 訪問指導実施状況

15(8)－01 男－胃がん・肺がん・大腸がん

	被訪問指導実人員 (1)	被訪問指導延人員 (2)	脳血管疾患の後遺症による 被訪問指導実人員 (3)
寝たきり者			
40 ～ 64 歳 (01)			
65 ～ 69 歳 (02)			
70 歳以上 (03)			
計 (04)			
口腔衛生指導(再掲) (05)			
栄養指導(再掲) (06)			
保健所等委託(再掲) (07)			
痴呆性老人等			
40～64歳初老期痴呆 (08)			
65 ～ 69 歳 (09)			
70 歳以上 (10)			
計 (11)			
保健所等委託(再掲) (12)			
要指導者			
40 ～ 64 歳 (13)			
65 ～ 69 歳 (14)			
70 歳以上 (15)			
計 (16)			
保健所等委託(再掲) (17)			
計 (04)+(11)+(16) (18)			

	受診者数 (年度中) (1)	要精密 検査者 (年度中) (2)	結 果 別 人 員	異常認めず (3)	が ん で あ っ た 者 (4)	が ん の 疑 い の あ る 者 (5)	が ん 以 外 の 疾 患 で あ っ た 者 (6)	未 把 握 (7)
胃がん								
40 ～ 49 歳 (01)								
50 ～ 59 歳 (02)								
60 ～ 69 歳 (03)								
70 歳以上 (04)								
計 (05)								
委託(再掲)								
保健所 (06)								
その他 (07)								
肺がん								
40 ～ 49 歳 (08)								
50 ～ 59 歳 (09)								
60 ～ 69 歳 (10)								
70 歳以上 (11)								
計 (12)								
委託(再掲)								
保健所 (13)								
その他 (14)								
大腸がん								
40 ～ 49 歳 (15)								
50 ～ 59 歳 (16)								
60 ～ 69 歳 (17)								
70 歳以上 (18)								
計 (19)								
委託(再掲)								
保健所 (20)								
その他 (21)								

15(7)－02 訪問指導従事者の状況

訪 問 指 導 従 事 者 延 人 員						
医 師 (1)	保健師(士) (2)	看護婦(士) (3)	栄養士 (4)	歯科衛生士 (5)	そ の 他 (6)	計 (7)

- [注]
- この表は、市町村（特別区を含む。）が行ったがん検診の実施状況を把握するものである。
 - 本年度中に市町村が行ったがん検診について、胃がん、肺がん及び大腸がんを検診ごとに、受診者数、要精密検査者数及び結果別人員を性・年齢階級別に計上すること。

- [注]
- この表は、市町村（特別区を含む。）が行った訪問指導の実施状況を把握するものである。
 - 老人保健法第19条の規定により、本年度中に市町村が行った寝たきり者、痴呆性老人等及び要指導者に対する訪問指導について、被訪問指導実人員、被訪問指導延人員、脳血管疾患の後遺症による被訪問指導実人員及び訪問指導従事者延人員を計上すること。なお、口腔衛生指導、栄養指導及び保健所等委託についても再掲で計上すること。

地域保健・老人保健事業報告

種別 2 保健所設置市（特別区）以外の市町村

市区町村符号				表番号
				1582

都道府県名 市区町村名
平成 11 年度分

15(8) 老人保健（がん検診）

15(8)-02 女-胃がん・肺がん・大腸がん

		受 診 者 数 (年度中)	要 精 密 検 査 者 (年度中)	異 常 認 め ず (3)	結 果 が ん で あ っ た 者 (4)	別 が ん の 疑 い の あ る 者 (5)	人 員 が ん 以 外 の 疾 患 で あ っ た 者 (6)	未 把 握 (7)
胃 が ん	40 ～ 49 歳 (01)							
	50 ～ 59 歳 (02)							
	60 ～ 69 歳 (03)							
	70 歳 以 上 (04)							
	計 (05)							
	委 託 保 健 所 (06)							
	(再掲) そ の 他 (07)							
肺 が ん	40 ～ 49 歳 (08)							
	50 ～ 59 歳 (09)							
	60 ～ 69 歳 (10)							
	70 歳 以 上 (11)							
	計 (12)							
	委 託 保 健 所 (13)							
	(再掲) そ の 他 (14)							
大 腸 が ん	40 ～ 49 歳 (15)							
	50 ～ 59 歳 (16)							
	60 ～ 69 歳 (17)							
	70 歳 以 上 (18)							
	計 (19)							
	委 託 保 健 所 (20)							
	(再掲) そ の 他 (21)							

[注]

- この表は、市町村（特別区を含む。）が行ったがん検診の実施状況を把握するものである。
- 本年度中に市町村が行ったがん検診について、胃がん、肺がん及び大腸がんを検診ごとに、受診者数、要精密検査者数及び結果別人員を性・年齢階級別に計上すること。

地域保健・老人保健事業報告

種別 2 保健所設置市（特別区）以外の市町村

市区町村符号				表番号
				1583

都道府県名 市区町村名
平成 11 年度分

15(8) 老人保健（がん検診）

15(8)-03 女-子宮がん・乳がん

		受診者数 (年度中) (1)	要 精 密 検 査 者 (年度中) (2)	結 果 異常認めず (3)	別 が ん で あ っ た 者 (4)	人 員 が ん の 疑 い の あ る 者 (5)	が ん 以 外 の 疾 患 で あ っ た 者 (6)	未 把 握 (7)
子 宮 が ん	30 ～ 39 歳 (01)							
	40 ～ 49 歳 (02)							
	50 ～ 59 歳 (03)							
	60 ～ 69 歳 (04)							
	70 歳 以 上 (05)							
	計 (06)							
	委 託 保 健 所 (07)							
	(再掲) そ の 他 (08)							
	30 ～ 39 歳 (09)							
	40 ～ 49 歳 (10)							
	50 ～ 59 歳 (11)							
	60 ～ 69 歳 (12)							
	70 歳 以 上 (13)							
	計 (14)							
委 託 保 健 所 (15)								
(再掲) そ の 他 (16)								
乳 が ん	30 ～ 39 歳 (17)							
	40 ～ 49 歳 (18)							
	50 ～ 59 歳 (19)							
	60 ～ 69 歳 (20)							
	70 歳 以 上 (21)							
	計 (22)							
	委 託 保 健 所 (23)							
	(再掲) そ の 他 (24)							

[注]

- この表は、市町村（特別区を含む。）が行ったがん検診の実施状況を把握するものである。
- 本年度中に市町村が行ったがん検診について、子宮がん（頸部・体部）及び乳がんを検診ごとに、受診者数、要精密検査者及び結果別人員を年齢階級別に計上すること。